

(第28号議案)

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正内容

(1) 保険料率等を次のとおり改める。

①基礎賦課分

○所得割率 100分の7.45 を 100分の7.13 に改正する。

○均等割額 37,500円 を 36,600円 に改正する。

②後期高齢者支援金等賦課分

○所得割率 100分の2.29 を 100分の2.41 に改正する。

○均等割額 11,700円 を 12,000円 に改正する。

③介護納付金賦課分

○所得割率 100分の1.86 を 100分の2.18 に改正する。

○均等割額 15,900円 を 18,600円 に改正する。

(2) 保険料を減額する額を次のとおり改める。

①第1号該当(7割軽減)

○基礎賦課額に係る均等割額 26,250円 を 25,620円 に改正する。

○後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額

8,190円 を 8,400円 に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額

11,130円 を 13,020円 に改正する。

②第2号該当(5割軽減)

○基礎賦課額に係る均等割額 18,750円 を 18,300円 に改正する。

○後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額

5,850円 を 6,000円 に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額

7,950円 を 9,300円 に改正する。

③第3号該当(2割軽減)

○基礎賦課額に係る均等割額 7,500円 を 7,320円 に改正する。

○後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額

2,340円 を 2,400円 に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額

3,180円 を 3,720円 に改正する。

(3) 国民健康保険法施行令の改正に伴い規定を整備する。

○第15条・第19条の2・附則第3条関係

(4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い規定を整備する。

○附則第8条第1項

2 改正理由

(1) 賦課総額を見直したため、基礎賦課分、後期高齢者支援金等賦課分及び介護納付金賦課分の保険料率等を改正する。

(2) 基礎賦課分、後期高齢者支援金等賦課分及び介護納付金賦課分に係る均等割額改正に伴い、保険料を減額する額を改正する。

(3) 国民健康保険法施行令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、規定を整備する。

3 その他資料

別紙「中野区国民健康保険条例新旧対照表」

参考資料1 「令和3年度国民健康保険料率の算出について」

参考資料2 「国民健康保険モデル世帯の保険料前年度比較」

4 実施時期

令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第8条第1項の改正規定は、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。

中野区国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 保険料</p> <p>第14条～第14条の4 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 保険料</p> <p>第14条～第14条の4 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2</p>

附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の4第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

第15条の2・第15条の3 (略)

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の7.13 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された

の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の4第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

第15条の2・第15条の3 (略)

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の7.45 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された

後の金額)の総額で除して得た数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき36,600円(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の5～第15条の11 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.41(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき12,000円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の13～第16条の3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.18(介護納付金賦課総額の100分の53に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た

後の金額)の総額で除して得た数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき37,500円(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の5～第15条の11 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.29(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき11,700円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の13～第16条の3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.86(介護納付金賦課総額の100分の53に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た

数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき18,600円 (介護納付金賦課総額の100分の47に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第16条の5～第19条 (略)

(保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が630,000円を超える場合には630,000円) 及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が190,000円を超える場合には190,000円) 並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円) の合算額とする。

- (1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者 (法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。) につき、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額 (同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法 (昭和40年法律第33号) 第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算

数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき15,900円 (介護納付金賦課総額の100分の47に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第16条の5～第19条 (略)

(保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が630,000円を超える場合には630,000円) 及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が190,000円を超える場合には190,000円) 並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円) の合算額とする。

- (1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者 (法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。) につき、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額 (同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法 (昭和40年法律第33号) 第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算

される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所

される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について25,620円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,400円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について13,020円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、285,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について18,300円

得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について26,250円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,190円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について11,130円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、285,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について18,750円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について6,000円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について9,300円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、520,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7,320円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2,400円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3,720円

第19条の3～第24条の4 （略）

第7章・第8章 （略）

附 則

第1条・第2条 （略）

（公的年金等所得に係る保険料の減額の特例）

第3条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「総所得金額（同法）」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について5,850円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7,950円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、520,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7,500円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2,340円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3,180円

第19条の3～第24条の4 （略）

第7章・第8章 （略）

附 則

第1条・第2条 （略）

（公的年金等所得に係る保険料の減額の特例）

第3条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「総所得金額（同法）」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する

公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

第4条～第7条 (略)

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第8条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。))は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2・3 (略)

第9条・第10条 (略)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第8条第1項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の附則第8条第1項の規定は、令和3年2月13日から適用する。

(経過措置)

3 この条例による改正後の第15条、第15条の4、第15条の12、第16条の4、第19条の2及び附則第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年

公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、「1,100,000円」とする。

第4条～第7条 (略)

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第8条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。))は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2・3 (略)

第9条・第10条 (略)

度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和 3 年度国民健康保険料率の算出について

1 令和 3 年度保険料率等前年度比較

(単位：円)

保険料率等 (旧ただし書方式)		所得割率	均等割額	1人当たり保険 料額 ※ 1	賦課限度額 ※ 2
令和 3 年度	医療分 (60:40)	7.13%	36,600	91,310	630,000
	支援分 (60:40)	2.41%	12,000	30,187	190,000
	介護分 (53:47)	2.18%	18,600	39,480	170,000
	計	11.72%	67,200	160,977	990,000
	対前年増減	0.12%	2,100	4,129	0
令和 2 年度	医療分 (60:40)	7.45%	37,500	94,109	630,000
	支援分 (60:40)	2.29%	11,700	28,952	190,000
	介護分 (53:47)	1.86%	15,900	33,787	170,000
	計	11.60%	65,100	156,848	990,000

※ 1 一人当たり保険料額は、賦課総額÷被保険者数

※ 2 国民健康保険法施行令で決定 (国)

2 令和 3 年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率について

(単位：円)

事業費納付金		一般被保険者分 (介護分は退職被保険者等分を含む)			合計
		医療分	支援分	介護分	
		7,486,162,605	2,606,529,740	1,147,385,287	11,240,077,632
標準保険料率	所得割	7.50%	2.72%	2.79%	13.01%
	均等割	44,117	15,579	20,385	80,081

国民健康保険モデル世帯の保険料前年度比較

保険料率等 (旧ただし書方式)	令和3年度				平成2年度			
	医療分 (60:40)	支援金分 (60:40)	介護分 (53:47)	計	医療分 (60:40)	支援金分 (60:40)	介護分 (53:47)	計
所得割率	7.13%	2.41%	2.18%	11.72%	7.45%	2.29%	1.86%	11.60%
均等割額(円)	36,600	12,000	18,600	67,200	37,500	11,700	15,900	65,100
1人当たり保険料額(円)	91,310	30,187	39,480	160,977	94,109	28,952	33,787	156,848
賦課限度額(円)	630,000	190,000	170,000	990,000	630,000	190,000	170,000	990,000

※一人当たり保険料額は、賦課総額 ÷ 被保険者数

※均等割のみ世帯の収入上限は、年金収入153万円・給与収入98万円

①年金受給者(65歳以上)1人世帯 【世帯主(65歳)のみ】 【単位:円】

年収		100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
2年度区保険料 [a] (医療分+支援金分)		14,760	85,138	192,378	272,732	354,548	437,338	520,128
3年度	区保険料 [b] (医療分+支援金分)	14,580	83,718	188,838	267,542	347,678	428,768	509,858
	前年度保険料との比較 [b] - [a]	△ 180	△ 1,420	△ 3,540	△ 5,190	△ 6,870	△ 8,570	△ 10,270

均等割軽減割対象 7割 2割

②年金受給者(65歳以上)2人世帯 【世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)】 【単位:円】

年収		100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
2年度区保険料 [a] (医療分+支援金分)		29,520	94,978	241,578	321,932	403,748	486,538	569,328
3年度	区保険料 [b] (医療分+支援金分)	29,160	93,438	237,438	316,142	396,278	477,368	558,458
	前年度保険料との比較 [b] - [a]	△ 360	△ 1,540	△ 4,140	△ 5,790	△ 7,470	△ 9,170	△ 10,870

均等割軽減割対象 7割 5割

③給与所得者(65歳未満)1人世帯 【世帯主(30歳)のみ】 【単位:円】

年収		100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
2年度区保険料 [a] (医療分+支援金分)		26,548	135,886	204,066	276,142	354,062	431,982	513,798
3年度	区保険料 [b] (医療分+支援金分)	26,208	133,506	200,286	270,882	347,202	423,522	503,658
	前年度保険料との比較 [b] - [a]	△ 340	△ 2,380	△ 3,780	△ 5,260	△ 6,860	△ 8,460	△ 10,140

均等割軽減割対象 5割

④給与所得者(65歳未満)4人世帯 【世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子2人(収入なし)】 【単位:円】

年収		100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
2年度区保険料 [a] (医療分+支援金分+介護分)		116,620	217,540	367,320	498,880	591,680	684,480	781,920
3年度	区保険料 [b] (医療分+支援金分+介護分)	118,144	220,108	371,628	504,676	598,436	692,196	790,644
	前年度保険料との比較 [b] - [a]	1,524	2,568	4,308	5,796	6,756	7,716	8,724

均等割軽減割対象 5割 5割 2割

※介護保険料は40~64歳の被保険者に適用される。